

令和 7 年度（2025 年度）

進路指導の手引き



沖縄県立桜野特別支援学校
特別支援部・進路指導係

目 次

I	進路指導について	1
II	目指す児童生徒像	2
III	児童生徒のライフステージとそれに応じた 教育プログラム	6
IV	在学中から卒業後に関わる社会資源	6
V	就業体験学習・生活体験学習について	7
VI	過去5年間の進路先	7
VII	進路決定までの手順	8
VIII	進路を考える	9
IX	卒業後の進路について【福祉就労】	10
X	進路先を決める	15
XI	進路を決めるまで	19
XII	在学中に使える福祉サービス	20

資 料

I	福祉制度等に関すること	22
II	就労支援制度	24
III	障がい児者・当該者団体および活動の概要	26
IV	その他情報サイト	26
V	福祉サービス事業所一覧表について	27

【関係機関・福祉サービス事業所一覧（北部）】	27～35
----------------------------------	-------

I 進路指導について

1 本校の教育目標

児童生徒一人一人の障害の状態や発達段階及び特性に応じた教育を実践し、児童生徒一人一人が可能な限り自立し社会参加する「生きる力」を育む。

本校の児童生徒に共通する「生きる力」とは、(1)健康を保持する力、(2)地域で長く楽しく活動する力と捉えている。

2 各学部の進路指導目標

小学部

- (1) 保護者や名護療育医療センター及び福祉、就労等の関係機関、地域社会との連携を密にし、児童一人一人の健康の保持増進に努め、楽しい学校生活を過ごすよう指導する。
- (2) 学ぶことと自己の将来とのつながりについて見通しがもてるようにし、基本的生活習慣の形成や体力の向上を図り、社会的・職業的自立に向けて必要な基礎となる資質・能力を育成する。
- (3) 学級担任を中心に保護者や職員間の共通理解を図り、家庭や中学部・高等部と連携、協力し、卒業後を見据えた視点で指導にあたる。
- (4) 個別の教育支援計画を作成し、小・中・高一貫した支援体制づくりに努める。

中学部

- (1) 生徒個々が生きがいを持って社会参加できる資質を培う。
- (2) 働くことや生活の場において、必要な自己及び他者理解を深める場面設定を適宜に取り入れる。
- (3) 校内実習や職業見学を通じて自らの適正に気付き、やりがいや充実感の体感を通して、働くことの意義や価値を知り、適切な進路選択ができる能力を養う。

高等部

- (1) よりよい人間関係を確立し、生活経験を広げ積極的に自立し社会参加する態度を育成する。
- (2) 自己の適性に応じて、適切な進路選択のできる能力を育成する。
- (3) 各教科、領域等の応用の場として就業体験または生活体験を行うことにより、社会性を育成する。(卒業後の家庭生活・社会生活・職業生活などを考慮した基礎的な内容から発展的な内容を学べるようにする)

3 進路指導の基本方針

- (1) 社会自立・職業自立を目指して基本的知識、技能、態度の育成を図る。
- (2) 小学部入学時から中学部・高等部の卒業まで組織的、計画的、系統的に指導する。
- (3) 家庭、施設との連携や協力、地域の啓発を重視した活動をする。
- (4) 職場の訪問、開拓の充実を図る。
- (5) アフターケア（卒後の支援）の充実を図る。
- (6) 関係機関との連携を密にする。

Ⅱ 目指す児童生徒像

キャリア教育における「身に付けさせたい力」

①人間関係形成・社会形成能力（かかわる力）

- ・多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力である。

②自己理解・自己管理能力（ふり返る力）

- ・自分が「できること」、「意義を感じること」、「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力である。

③課題対応能力（やりぬく力）

- ・仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力である。

④キャリアプランニング能力（みとおす力）

- ・「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取舍選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力である。

★小学部段階「身に付けさせたい力」★

【Ⅰ課程・Ⅱ－A課程】	
かかわる力	・自分の障がい了他者にわかりやすく説明できる ・丁寧な言葉遣い ・思いやりの気持ちもち、相手の立場に立って考え、行動できる ・話し合いなどに積極的に参加 ・他者の個性を理解する
ふり返る力	・自分らしさを発揮（長所、短所を知る） ・自己有用感を高める ・基本的生活習慣を身につける ・体調の変化を知り、伝える ・運動機能の特性に応じた技能獲得に向けて努力する ・自分の仕事に責任をもつ
やりぬく力	・分からないことや知りたいことは、積極的に質問する ・必要な情報を収集したり、選択したりする（インターネットなど） ・目標達成に向けて自分から取り組む ・意見まとめて発表する ・生活や学習上の課題を見つけ、自分の力で解決しようとする
みとおす力	・将来の夢の希望を持ち、実現を目指して努力する ・互いの役割や役割分担の必要性が分かる ・生活や職業との関連を考える ・決められた時間や決まりを守る ・お金の大切さが分かる ・買い物ができる
【Ⅱ－B課程】	
かかわる力	・自分なりの方法で返事やあいさつができる ・友達と遊ぶ ・人との関わりを楽しむ ・簡単な話を聞く ・簡単な指示が分かる ・教師とともに簡単な作業をする ・落ち着いて集団活動に参加
ふり返る力	・基本的生活習慣に慣れる ・役割を受け持つ ・我慢できる ・苦手な活動に最後まで取り組む ・したいことや好きなことを選択する ・好きなこと嫌なことを周囲の人に伝える
やりぬく力	・教師の援助を受けながら、自分に必要な情報に気づく ・自分がしなければならないことが分かる ・活動を振り返り、教師の指摘等によりうまくできないことに気づく
みとおす力	・たくさんの仕事があることに気づく ・自分のやりたいこと、よいと思うことなどに取り組む ・割り当てられた仕事をする（手伝い、係活動など） ・ほめられることで、頑張った自分に気づく ・周りの人の役に立っていること気づく（手伝い、係活動）
【Ⅱ－C課程・訪問教育】	
かかわる力	・名前を呼ばれたら、自分なりの方法で合図をだす ・小集団での活動に慣れる ・身近な人からの働き掛けを受け入れる ・身近な人へ快不快や意思を表出する ・身近な人に向けて働き掛ける ・身近な人と意思の疎通を図りながら一緒に活動する
ふり返る力	・健康の状態を維持する ・覚醒水準を維持する ・生活リズムを整える ・身近な人や物が分かる ・身近な人と一緒に活動に取り組む
やりぬく力	・一つの課題に注意を向ける ・一つの課題に集中して取り組む ・一つの課題を自分の力で解決する ・身近な人と一緒に身体力を入れたり、抜いたりできる
みとおす力	・好きなことや好きなものがたくさんある ・できることや得意なことがたくさんある ・やりたいことや活動を選択し、決定する

【福岡県立直方特別支援学校「キャリア教育段階表」を参考に作成】

★中学部段階「身に付けさせたい力」★

【Ⅰ課程・Ⅱ－A課程】	
かかわる力	・自分の障がいに対して配慮してほしいことを相手に依頼しながら、公共の場で自分の用件を伝えることができる ・自分から進んであいさつをする ・他者の気持ちや立場を考えたうえで、場面に応じた言動をする ・他者の価値観や個性を理解し、それを受け入れる
ふり返る力	・自分の考えや行動の良さを認識し、それを生かして自己の可能性を感じる ・積極的に自己の責任を果たす ・自分の障がいや身体の状態について知り、それを受け入れようとする
やりぬく力	・進路に関する情報及び情報手段を選択し、活用する ・学習や自分の成長を振り返る ・多様な情報を比較検討し、根拠に基づいた選択ができる ・課題に積極的に取り組み、主体的に解決しようとする
みとおす力	・将来の生き方や働き方をイメージすることができる ・係活動などにおいて自分の役割を理解し、最後までやり通すことができる ・仕事における役割や関連性や変化に気づく ・計画的に買い物をする ・中学部卒業後の生活について、大まかにイメージをもつことができる。
【Ⅱ－B課程】	
かかわる力	・返事やあいさつをする ・友達と仲良く遊び、助けあう ・集団の中で自分の思いや要望を表出する ・集団活動に進んで参加し活動する ・周囲の人に感心をもち、自らかかわる ・話を最後まで聞く ・指示が分かる ・教師とともに作業をする
ふり返る力	・「わかった」「できた」という意思表示 ・自分の興味関心に基づいて自己選択、自己決定ができる ・一定の時間内を集中して最後まで取り組める ・余暇活動の時間を主体的に楽しむ ・感情の変化を態度等で意思表示
やりぬく力	・自分がしなければならないことが分かる ・活動を振り返り、うまくできないことに気づく ・自分のことは自分で行おうとする
みとおす力	・世の中にいろいろな仕事や役割があることを知る ・学校や家庭において自分の役割があることを理解し、継続的に実行する ・職場見学や現場実習に興味関心をもって取り組む ・余暇を楽しむ
【Ⅱ－C課程・訪問教育】	
かかわる力	・名前を呼ばれたら、自分なりの方法で合図をだす ・周囲の人からの働き掛けを受け入れる ・周囲の人へ快不快や意思を表出する ・周囲の人に向けて働き掛ける ・周囲の人と意思の疎通を図りながら一緒に活動する ・集団での活動に慣れる
ふり返る力	・健康の状態を維持する ・覚醒水準を維持する ・生活リズムを整える ・周囲の人や物が分かる ・周囲の人と一緒に活動に取り組む
やりぬく力	・いくつかの課題に注意を向ける ・いくつかの課題に集中して取り組む ・いくつかの課題を自分の力で解決する ・周囲の人と一緒に身体の内力を入れたり、抜いたりできる。
みとおす力	・好きなことや好きなものに取り組む ・できることや得意なことに取り組む ・やりたいことや活動を選択、決定し、取り組む

【福岡県立直方特別支援学校「キャリア教育段階表」を参考に作成】

★高等部段階「身に付けさせたい力」★

【Ⅰ 課程・Ⅱ－A 課程】	
かかわる力	- 相手の意見を聴いて、自分の考えを正確に伝える - 場に応じた適切なコミュニケーション ・リーダースhip - その場にふさわしいあいさつ ・積極的に人間関係をつくる
ふり返る力	- 基本的生活習慣が定着 ・自己の個人的、社会的役割や責任を理解する - 障がいによる学習上、生活上の困難に対して、代替手段等の工夫をしたり、改善をしたりしながら主体的に行動する - 就業体験を通してやりがいや職業適性を考え、正しい勤労観、職業観を持つ
やりぬく力	- 自分にあった情報の取捨選択方法を身につけ、課題解決に取り組む - 目標設定の下、見通しをもって計画し、評価、改善を加えながら実行する - 卒業後に直面する様々な課題に対応できるように、実践的な場面での経験を積み重ねながら応用力を育む
みとおす力	- 将来の仕事や生活と、現在の学習とを結びつけて理解し、必要な知識、技能を積極的に身につける - 働くことの意義や働く上で必要なルールやマナーを理解する - 卒業後の社会生活について、日、月、年単位での具体的なイメージ（自己の将来像）をもつことができる ・生活を維持するために必要な経費を知る
【Ⅱ－B 課程】	
かかわる力	- 場面に応じた返事やあいさつをする ・必要ときに援助依頼ができる - 相手や場面、目的に応じたコミュニケーションの方法で、自分の思いを伝える - 友達と協力し、役割と責任を果たすそうする ・説明を聞き、理解する - 集中して作業をする ・集団の中で自分らしさを発揮する
ふり返る力	- 自分の長所、短所などに気づく ・自分の体調の変化を知り、伝える - 作業学習を通して、自己の適性、得意な作業等について知る - 担当する仕事を一定期間、一定のペースで集中して取り組むことができる
やりぬく力	- 様々な手段により、自分に必要な情報を得て、それを活用する - 状況等を判断し、自らすべきことを理解する・課題を解決しようと努力する
みとおす力	- 自分の役割が分かり、その役割を果たすそうと努力する - 作業学習や現場実習を通して、働くことの喜びや大変さを知り、やりがいを見いだす ・社会的なルールやマナーを知る
【Ⅱ－C 課程・訪問教育】	
かかわる力	- 名前を呼ばれたら、自分なりの方法で合図をだす ・集団での活動に慣れる - いろいろな人からの働き掛けを受け入れる - いろいろな人へ快不快や意思を表出する・いろいろな人に向けて働き掛ける - いろいろな人と意思の疎通を図りながら一緒に活動する
ふり返る力	- 健康の状態を維持する ・覚醒水準を維持する ・生活リズムを整える - 周囲の状況が分かる ・いろいろな人と一緒に活動に取り組む
やりぬく力	- いろいろな課題に注意を向ける ・いろいろな課題に集中して取り組む - いろいろな課題を自分の力で解決する - いろいろな人と一緒に身体力を入れたり、抜いたりできる
みとおす力	- 好きなことや好きなものに取り組んで理解を深め、興味関心を高める - できることや得意なことに取り組んで理解を深め、興味関心を高める - やりたいことや活動を選択、決定し、改善を図りながら取り組む

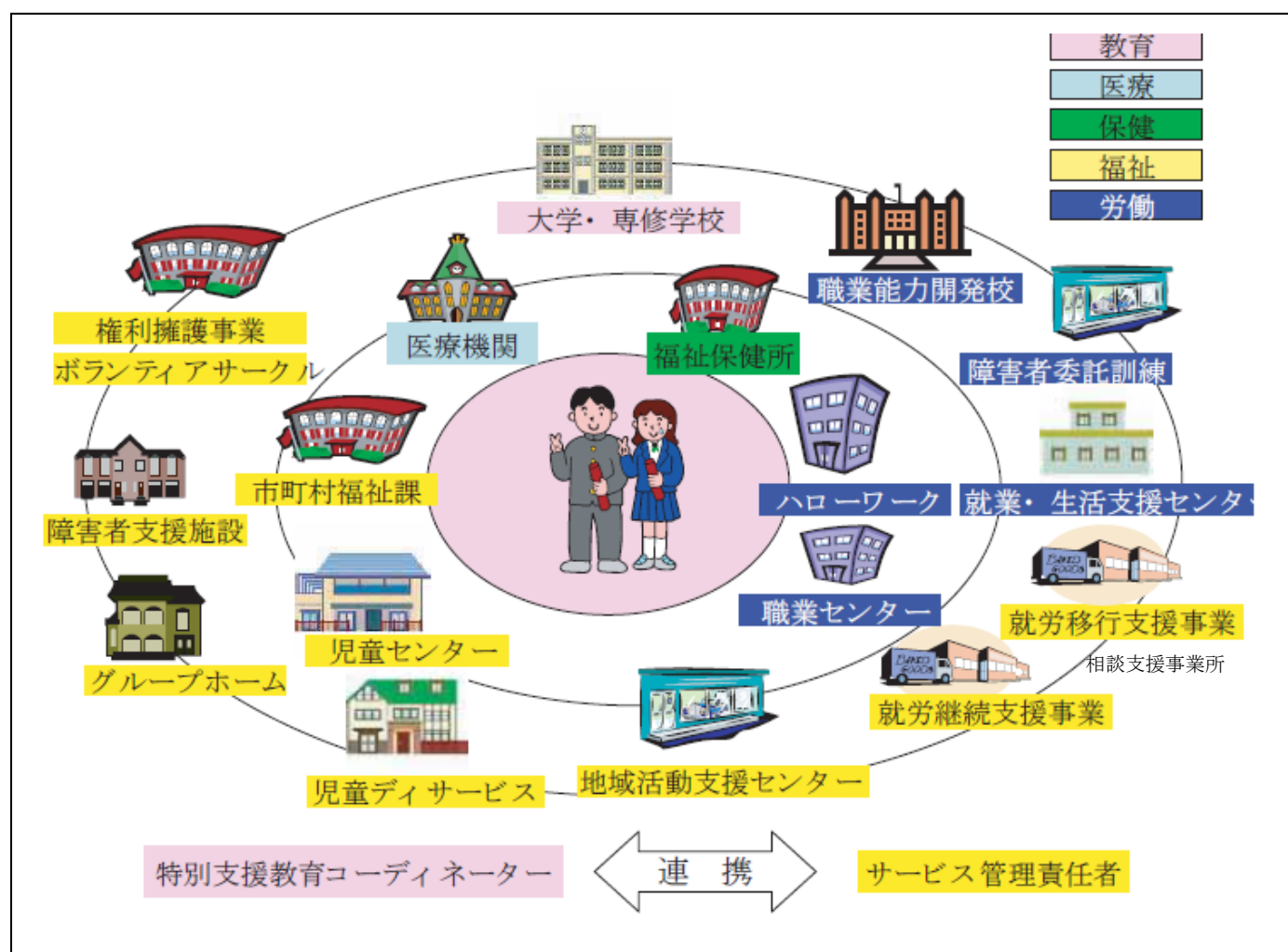
【福岡県立直方特別支援学校「キャリア教育段階表」を参考に作成】

Ⅲ 児童生徒のライフステージとそれに応じた教育プログラム

	学齢期			移行期	成年期
	小学部	中学部	高等部	学校 訓練	自立と社会参加
教育・訓練プログラム ライフステージに応じた	個別の教育支援計画（学校・保護者）		個別の移行支援計画（学校・保護者）		
	個別の指導計画（学級担任 教科担当）		サービス利用計画（保護者・計画相談支援員）		
	学校における「キャリア教育」（学校職員・地域）				

【障がい児の保護者と支援者のための就労支援ガイド（沖縄県 2008 年）を参考に作成】

Ⅳ 在学中から卒業後に関わる社会資源



【障がい児の保護者と支援者のための就労支援ガイド（沖縄県 2008 年）を参考に作成】

V 就業体験学習・生活体験学習について

高等部では、進路指導の一環として生活体験実習（１～３日）、就業体験実習（１～３日）を実施している。

【生活体験実習】

1 実習の意義

- (1) 卒業後の地域活動の場を体験し、社会参加の楽しさを味わうことができる。
- (2) 保護者と共に施設での活動を体験し、卒業後の進路選択へと役立てることができる。
- (3) 学校から施設への移行を円滑に行う機会とするとともに、本校職員と施設職員の移行支援制を築く機会とする。

2 目標

- (1) 事業所の日課に沿って、様々な活動を体験する。
- (2) 事業所における対人関係や環境に慣れる。
- (3) 実習における社会経験を増やす。

【就業体験実習】

1 実習の意義

生徒の作業能力、興味、関心、適正、人間関係及び環境への適応性などを正しく把握する機会とし、仕事を通じて将来自立し、社会参加できる力を養う。

2 実習の目標

- (1) 卒業後、社会人として自立するために必要な働く態度や意欲を養う。
- (2) 職場における規律や対人関係の在り方を学び、適応力を身につける。
- (3) 実習における作業経験、社会経験の拡充により自信につなげる。
- (4) 実習の成果により、自己理解を深める。

VI 過去５年間の進路先

表１ 進路状況：令和２年度（2020年年度）～令和６年度（2024年年度）

	一般就職	進学	就労移行			セ ン タ ー 支 援 地 域 活 動	自 立 訓 練	生 活 介 護	入 所	在 宅	合 計
			就 労 移 行	継 続 型 A	継 続 型 B						
令和２年度	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	3
令和３年度	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	2
令和４年度	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
令和５年度	0	0	0	0	1	0	0	2	0	0	3
令和６年度	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	0	1	0	0	3	0	0	4	3	0	11

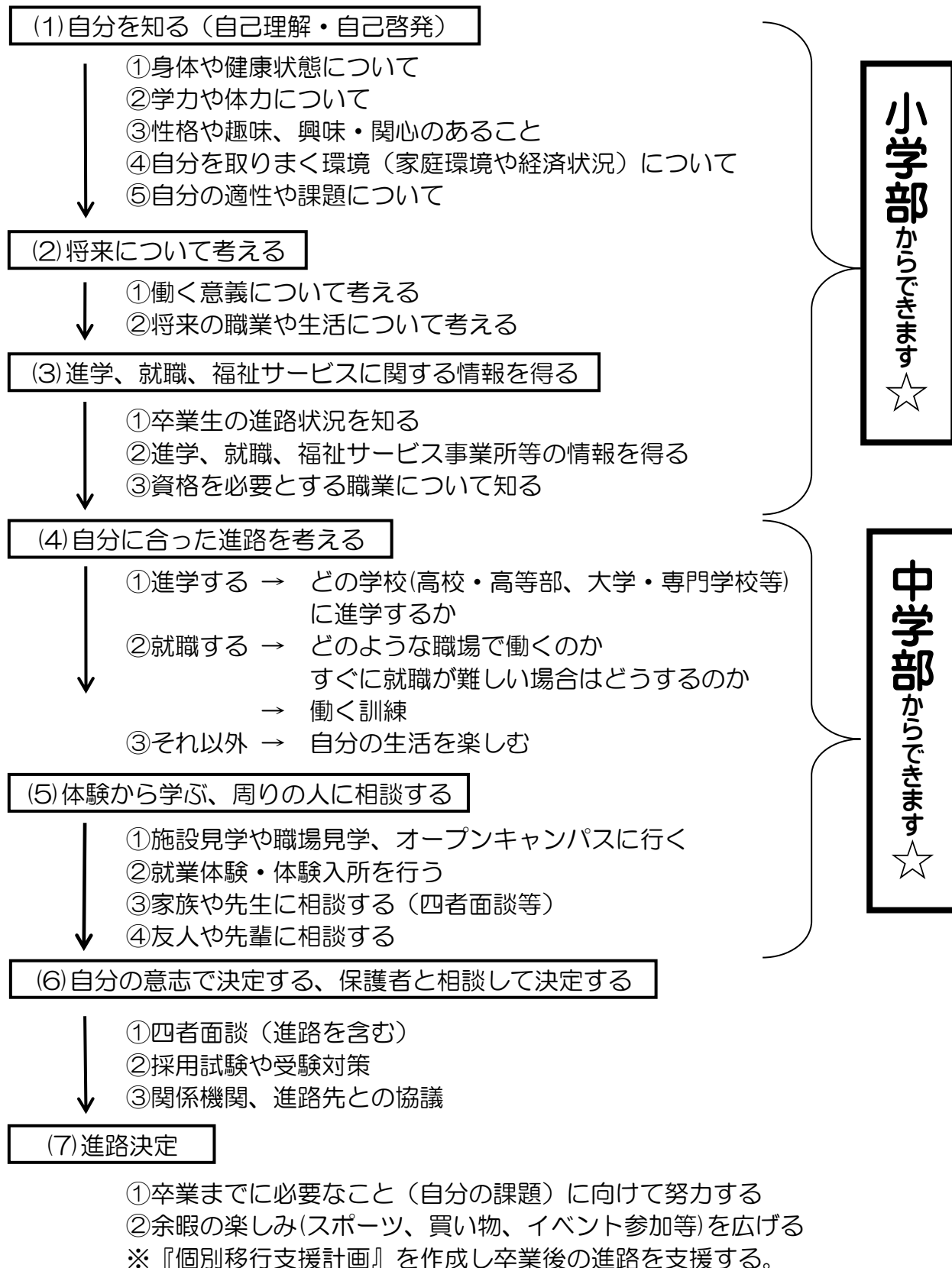
表２ 具体的な進路先：令和元年度（2019年度）～令和５年度（2023年度）

進路先（卒業人数）		R2 (3名)	R3 (2名)	R4 (2名)	R5 (3名)	R6 (1名)
大学	名桜大学国際学部国際文化学科					1
	知的障害者支援センターかけはし 障害福祉サービス事業所いっぽいっぽ				1	
生活介護	社会福祉法人 いしなぐ福祉会 いしなぐ				1	
	特定非営利活動法人 名護市障がい者関係団体協議会 福祉サービス事業所 のびる	1	1		1	
	合同会社結まーるYANBARU 自立サポートセンター クローバー	1	1			
	特定非営利活動法人 名護市障がい者関係団体協議会 福祉サービス事業所 のびる	1				
B型	就労継続支援 B型事業所 usplus	1	1		1	
	社会福祉法人五和会 医療型障害児入所施設 名護療育医療センター	1		1		

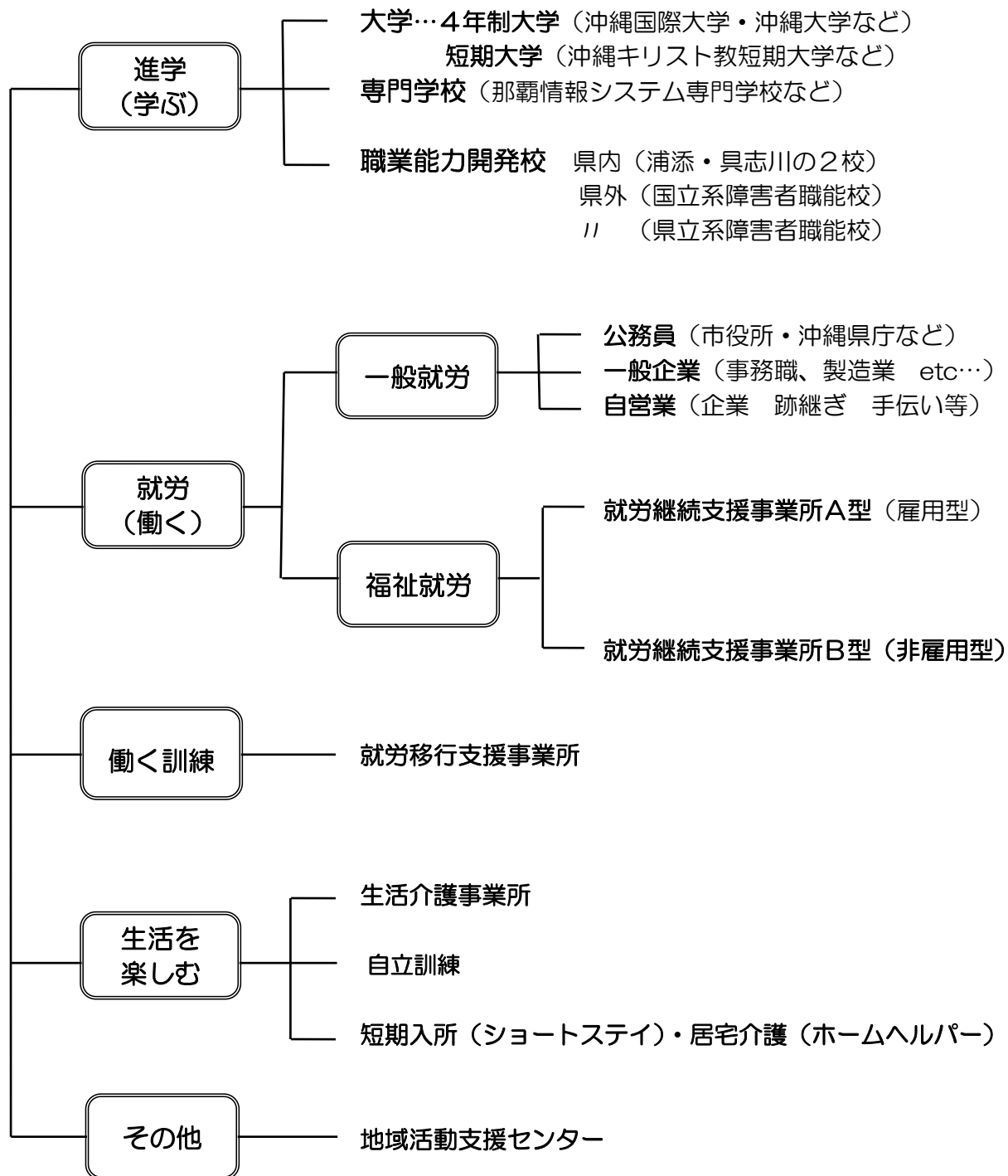
所	沖縄中央福祉会 障害者支援施設・短期入所 沖縄中央療護園			1		
	在 宅					

※事業所を併用で利用しているので人数に関しては重複する。

VII 進路決定までの手順



VIII 進路を考える



Ⅸ 卒業後の進路について【福祉就労】

1 福祉就労とは

障害福祉サービス事業所などで働くことを「福祉的就労」と言います。

- ① 福祉サービス事業所でサービスを利用しながら、社会自立をめざす。
 - ② 雇用契約なし（授産活動等により給料が出る：平均 3,000 円～3万円程度）
 - ③ 障害者区分認定後の後、「受給者証」にて利用サービスが決定（各市町村の福祉課が窓口）
 - ④ 区分認定によって利用できるサービス
（介護給付：生活介護、居宅介護、短期入所、行動援護 等）
 - ⑤ 区分認定によらず利用できる
（訓練等給付：就労移行支援、就労継続支援、自立訓練）（地域活動支援センター利用）
 - ⑥ サービス利用に係わる費用の1割負担
低所得者の場合、利用負担額は0円になる。しかし余暇活動などは利用者負担になり、事業所によっては食事代（弁当代・食材費）が発生する場合がある。
- 満 18 歳の誕生日から、「障害児」の受給者証から「障害者」の受給者証に切り替わります。
（切り替えは誕生日の1ヶ月前から）
※切り替え時期になると、各市町村の福祉課からお知らせのハガキが届きます！
忘れずに切り替えしましょう！
- 区分認定を受けて「受給者証」を交付します。
（認定区分がおりるのに3週間～3ヶ月を要します）
- 区分認定を申請する前に、利用したいサービスや事業所をあらかじめ決めておきます。（介護給付 or 訓練等給付 or 等）
※事業所には定員があり、希望すればどこでも入れるとは限りません。
- 区分認定で利用できるサービスは、複数併用できる場合もあり、その際は複数の施設の利用併用できます。
例えば…月・水・金：A事業所のサービスを利用
火・木・土：B事業所のサービスを利用
- 認定された区分に対して、納得いかない場合は「不服申し立て」が申請できて、見直しが検討されます。

実習等で体験した福祉サービスを中心に卒業後利用したい事業所を本人や保護者の希望をもとに決定し、手続きがスタートします。※P11 に流れを掲載。

2 障害者総合支援法について

平成 18 年 4 月から法律が改正となり障害者自立支援法が施行され、どの障害の人も共通の福祉サービスが地域で受けられるようになりました。そして障害者に対する支援をより充実させるために、新たに障害者総合支援法平成 25 年 4 月 1 日より障害者総合支援法が施行されました。それを受け、障害者自立支援法での障害者の定義〔身体・知的・精神（発達障害を含む）障がい者〕に難病等が追加され、さらに平成 26 年 4 月 1 日から重度訪問介護の対象者の拡大、ケアホームのグループホームへの一元化、地域移行支援の対象拡大、障害支援区分への名称・定義の改正などが実施されています。

平成 27 年 4 月から障害福祉サービスの利用者全員について「サービス等利用計画」を作成するとともに、就労継続支援 B 型の利用者については、就労移行支援事業所で就労面のアセスメントを受けることが必須となっています。

申請からサービス利用までの流れ



3 障害福祉サービスの内容

給付の種類は以下の3つです。

- 訓練等給付（区分設定なしでも利用できるサービスで組み合わせ不可）
- 介護給付（中・重度の障がいをもつ人が利用できるサービスで組み合わせ可）
※要区分：区分についてはP14
- 地域生活支援事業（市町村独自の判断で提供しているサービス）

①日中活動：福祉事業所などで昼間の活動を支援

給付の種類	サービスの名称	内 容
訓練等給付	就労移行支援	• 企業に就職するための訓練や企業における実習を受けることができます。<u>期限2年間</u> • 適正に合った職場探しや就労後の職場定着のための支援も行っています。期限までに就職に結びつかなかった場合は、就労継続支援を受けることになります。
	就労継続支援 （A型＝雇用型） （B型＝非雇用型）	• 会社で働くことが難しい人は、福祉施設の中で支援を受けながら働くことができます。就職するための訓練や実習もします。 ★A型：雇用契約に基づく就労の機会を提供します。 ★B型：就労や生産活動の機会を提供します。
	自立訓練（機能・生活）	• 自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間訓練を受けることができます。事業所によっては簡易作業の訓練を提供し就労支援を行っているところもあります。身体機能や生活能力向上訓練の種類があります。
介護給付	生活介護	• 常に介護を必要とする人に、生産活動や創作活動を提供しながら事業所内で入浴、食事の介護を行うとともに創作的活動または生産活動の機会を提供します。
	療養介護	• 医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
地域生活支援事業	地域活動支援センター	• 障害のある人が通い、生産活動、創作活動、社会交流の機会を提供する施設。
	日中一時支援	• 日中の活動の場を確保し、一時的就労や家族の日常的な介護の休息等の支援を行います。 ※他の日中活動サービスとの同日併用は基本的に不可

②居住支援：福祉事業所などで住まいの場としてのサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	・介護を必要としない障害のある人が、アパートや家で一緒に共同生活をします。世話人から日常生活の世話を受けることができます。
介護給付	施設入所支援	・施設に入所する人に、夜間や休日、入浴や排泄、食事の介護などをします。
地域生活支援事業	福祉ホーム	・住居を必要としている人に低額な料金で居室などを提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。

③訪問系サービス：在宅に訪問、通所などして利用するサービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	・ヘルパーが家に来て身の回りの介助をしてくれます。 (着替え、入浴、食事用意、掃除、洗濯など)
	行動援護	・ヘルパーがついて、外出時の移動の補助や行動する時に必要な介助をします。
	同行援護	・視聴覚障害により移動が困難で外出時に同行をし、移動に必要な情報提供や援助を行います。
	短期入所 (ショートステイ)	・家で介護を行う人が用事や病気などの場合、短期間、施設へ泊まることができます。
	重度訪問介護	・重度の障害があり、常に介護が必要な人に自宅で入浴や排泄、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
地域生活支援事業	移動支援 ガイドヘルパー	・屋外での移動が困難な方に対して外出支援を行います。

上記のサービスを提供する事業所については市町村の福祉課などにお問い合わせいただくか、進路部までご相談ください。

「WAM NET (ワムネット)」〈<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/COP000100E0000.do#>〉でも検索することができます。

4 障害支援区分と利用可能な介護給付との関係

	サービス内容	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6	備考
訓練等給付	就労移行支援	必要なし						
	就労継続A型							雇用型
	就労継続B型							非雇用型
	自立訓練（機能）							身体
	自立訓練（生活）							知的、精神
	宿泊型自立訓練							知的、精神
	共同生活援助（グループホーム）							
介護給付	生活介護	×	×	○	○	○	○	50 歳以上は区分2
	生活介護（施設入所利用）	×	×	×	○	○	○	50 歳以上は区分3
	短期入所（ショートステイ）	○	○	○	○	○	○	
	居宅介護（ホームヘルパー、通院介護）	○	○	○	○	○	○	
	行動援護	アセスメント票で判断						行動上、著しい障害があり常時介護を要する場合の知的・精神の方が対象
	同行援護							視覚障害により移動が困難で外出時に同行し、移動に必要な情報提供や必要な炎上を行う
	重度訪問介護	×	×	×	○	○	○	重度の肢体不自由で常時介護を必要とする方が対象
	療護介護	×	×	×	×	○	○	医学管理下での介護及び日常生活上の世話を行う
	重度障害者等包括支援	×	×	×	×	×	○	
	施設入所支援（入所施設での夜間ケア）	×	×	×	○	○	○	50 歳以上は区分3

5 サービスを利用するにあたっての利用費 平成 25 年 4 月～

区 分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民非課税世帯 ※1	0円
一般1	市町村民税課税世帯（所得割 16 万※2未満） 入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用を除きます。※3	9,300 円
一般2	上記以外	37,200 円
※1：3人世帯で障害者基礎年金1級受給の場合、収入が概ね 300 万円以下の世帯が対象になります。 ※2：収入が概ね 600 万円以下の世帯が対象になります。 ※3：入所施設利用者（20 歳以上）、グループホーム利用者は、市町村民税課税世帯の場合、「一般2」となります。		
実費	食費：減免措置があり、人件費を除いた食材料費のみの負担など。	
	送迎（交通費）：「生活保護」利用の方は、無料の事業所もある。	
	活動費：行事や調理など活動内容によって、別途徴収もある。	
	積立費：旅行など事業所によっては、徴収するケースがある。	

※福祉サービスの利用費は、世帯の所得に応じた上限が設定されています。利用者の負担額は最大でも1割とされています。実際の利用者負担については、各市町村にお問い合わせください。

X 進路先を決める

1 進学について…将来、資格が必要な仕事や専門職に就きたい人

(1) 進路先（校種）

進路先	概要	入学に必要な力	負担、その他
大学・短大	- ほとんどの大学が障害者を 受け入れている - 資格がとれる	- 入試形態(AO/推薦/一般入試)により求められる力も異なる - 学力(高校卒業程度) ※下記参照	- 入学金、学費 - 奨学金制度あり - 成績優秀者には学費の一部免除あり
専門学校	- 資格、専門技能の修得 2年制	- 学力(高校卒業程度)、就職に必要な基礎的能力 - 入試形態(AO/推薦入試/独自の一般入試)により求められる力も異なる	- 入学金、学費 - 指定校推薦等で学費一部免除を行っている学校もある
職業能力開発校 (浦添、具志川)	- 障害者対象のOA事務科(浦添校)、製図科(具志川校) 1年制	- 就職に必要な基礎的能力や学力が必要 - 入試科目は国語と数学 - 身辺自立していること	- 入学金や学費不要 - 訓練手当あり
職業リハビリテーションセンター (所沢、吉備など19か所)	- 障害者対象の職能校 - OA、実務、デザインなどコースがある - 半年(短期)～2年制	- 学力、就職に必要な基礎的能力 - 入校前に基礎的学力を確認する試験あり - 身辺自立していること	- 入学金や学費不要 - 訓練手当あり - 食費や寮費が必要

(2) 入試形態

① AO入試

- 学力では測れない個性豊かな人材を求めることを目的とし、書類審査と面接で可否の判定を行う制度。
- 通常一次審査で書類審査が行われ、2次審査で面接が実施される。志望理由や学習意欲、将来の職業観、過去の活動実績などが評価の対象となる。「自己アピールできるもの」をもち、「試験官に説明し、しっかり伝える能力」が重視される。



② 推薦入試

- 推薦(一般推薦/指定校推薦)する際には、必要な評定平均値が決められており、各学校によって校内で推薦できる人数制限がある。
- 書類審査や面接、小論文で選考が行われ、学業成績だけでなく出席状況や課外活動等、総合的な人物評価による判定が行われる(センター試験を課す推薦入試もある)。

③ 一般入試

- 国立大学では全国共通の「大学入学共通テスト」を受験し、その結果を自己採点した後、志望校へ願書を提出する。大学入学共通テストは一次試験として位置づけられ、大学別に実施される二次試験(前期と後期日程あり)の得点と合計した結果で選抜される。
- 私立大学を受験する場合、一般的に文系学部入試科目は英語・国語・地歴(公民)、理系学部では英語・数学・理科と3教科で実施されることが多い(入試日程を前期と後期に分けており、センター試験を課している大学もある)。

2 就労（働く）

(1) 一般就労・・・社会参加し、経済的自立をめざす

進路先	概要	必要な力	給料、権利等
公務員 (県、市町村) (社会福祉協議会)	・障害者採用枠で、試験が行われている（毎年とは限らない） ・OA、事務関係の採用が多い	・専門技能又は事務処理能力、就職に必要な基礎的能力 ・8時間働く体力等 ・移動、身辺自立 ・基本的な生活習慣、社会人としての一般常識、働く意欲など	・基本的には障害のない人と同じ給料、権利がある
一般企業 (事務職、製造業、 パソコン操作、 福祉関係、販売業)	・多くの職種で障害者を受け入れている ・自分の得意な仕事を探すのが大切 ・高3年になって、求職登録、採用に向けた実習を行う	・就職に必要な基礎的能力 ・8時間働く体力 ・移動、身辺自立 ・基本的生活習慣や働く意欲など	・職場や本人の能力に応じて給料が決まる ・正職員、臨時職員、パート職員などの雇用形態がある
在宅ワーク ※A型事業所 ※その他	・沖縄県内の就労移行支援事業 <u>どこでもワーク</u>(那覇市)が行っている。対象は自力で通所できない方 ・沖縄県内の就労継続支援A型事業 サンクスラボ、ITサポートおきなわ（浦添市）が導入見込み	・自己管理能力 ・計画的に仕事を進める能力 ・コンピュータスキル直接仕事を教わる機会が少ないことから自分自身で計画的に仕事を進める力が必要	・職種や仕事の出来高で給料が決まる 
自営業（起業）	・自分で事業を起こし、経営 ※家業の跡継ぎ、手伝いも含む	・上に同じ ・経営能力	・自分の働きで決まる

※各種の就労支援制度あり（トライアル雇用、ジョブコーチ、職場適応訓練制度など）

※療育手帳を取得すると多くの助成が受けられる。

【在宅ワークに関する情報】

この名称でインターネット検索	活動概要（ホームページより）
障がい者在宅デザイン協力沖縄	私たちはデザインを通して、障がい者の方々が安心して仕事ができるように、新しいビジネスモデル“障がい者在宅ビジネスマッチング事業”を発信して参ります！自宅で illustrator を使うことができればどなたでも大丈夫です。デザイナー募集。
ITサポートおきなわ（浦添市）	重い障がいを持っていても“社会参加したい”“働きたい”を望む方々へ、ITを活用して在宅就労も含めた多様な就労環境作りにチャレンジしていきます。
サンクスラボ (那覇市、浦添市、北谷町、名護市)	私たちは障がい者が活躍することができる「新しい働き方」の創出と障がい者人財の育成を行っています。主にインターネットのゲームやコンテンツのサービスを提供し、沖縄の他、国内外にも拠点があります。
障害者の在宅就業支援ホームページ チャレンジホームオフィス	障害のある方の在宅ワークに関する事例などを発信しています。
どこでもワーク(那覇市)	これまで通所での就労移行支援を受けることが難しかった障がいをお持ちの方へ向けた“自宅で働くこと”を目指す新しい形の在宅型就労移行支援サービスを開始します。

(2) 福祉就労・・・福祉サービスを利用しながら働く

進路先	概要	必要な力	給料、権利等
就労継続支援 事業所 (A型)	雇用契約を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動等の活動を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練等を行う	一般就労と同じ力が求められる	- 雇用関係があるので給料がある ※最低賃金の保障
就労継続支援 事業所 (B型)	- 一定の賃金基準のもとで継続した就労の機会の提供を受け、雇用への移行支援等に必要な訓練を行う ※原則として高等部卒業後すぐに利用することはできない。利用できる市町村もある ※事業所によりサービスに違いがある	働く意欲があり、簡単な作業ができる	雇用関係はないので給料はないが、作業内容に応じて工賃がある

3 就労に向けての訓練・・・就職するために必要な能力等の習得、企業実習を行う

進路先	概要	必要な力	給料、権利等
就労移行支援 事業所	- 生産活動や職場体験などの機会の提供を受け、一般就労等に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う - 訓練を行いながら、適性にあった職場を探す支援を受けられる - 就職後、職場への定着のために必要な相談や支援を受けられる ※利用期間は累計2年間となっている	- 就職したいという強い意欲がある - 基本的な生活習慣が身についており、仕事を継続できる体力がある	- 基本的に送迎のサービスや給食はなし ※最近では、送迎サービスを行っているところもある



4 日常生活を充実する → 福祉サービスを利用しながら過ごす

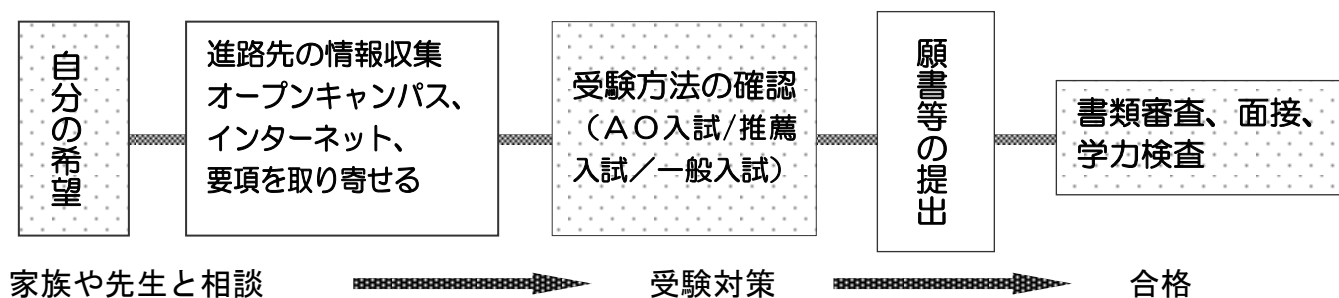
進路先	概 要	その他
生活介護事業所	・常に介護が必要な人が利用できる ・入浴や排せつ、食事の介護に加え、創作的活動や生産活動を行う ・身体機能や生活能力の向上に必要な援助が受けられる ・看護師配置をして医療的ケア（吸引や胃ろう等）が対応できる（施設により異なる） ・週1～6回程度（施設、市町村により異なる） ・曜日によって利用できる事業所を変えることができる ・障害程度区分3以上の方が対象	・送迎あり ※入浴を行っていない事業所もある
地域活動支援センター	・各市町村によって活動内容が異なる ・散策や創作活動などの余暇活動、パソコン操作などの活動を行っている	・基本的に送迎はない
短期入所 (ショートステイ)	・自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴や排せつ、食事の介護を行う	
居宅介護 (ホームヘルパー)	・自宅で入浴・排せつ・食事の介護を行う ・生活に関する相談および生活全般にわたる援助を行う ※重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援などがある	

5 生活の場を考える

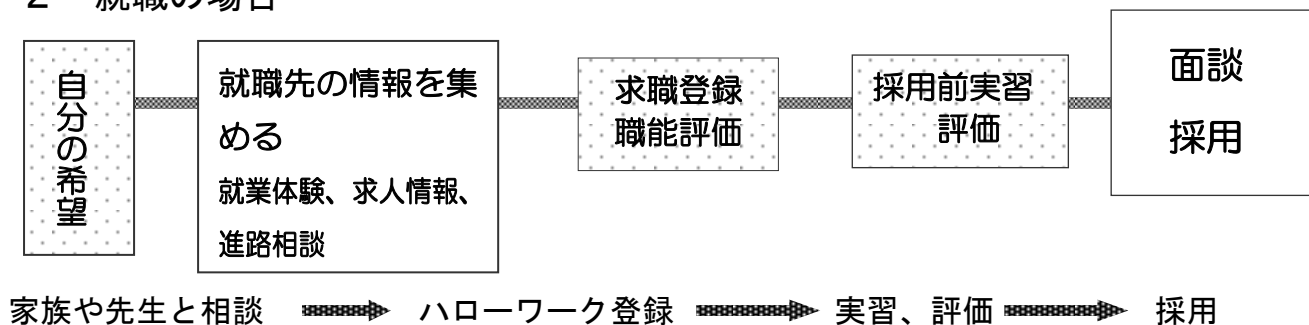
進路先	概 要
自宅で家族と生活する	・家族と一緒に生活し、そこから日中の活動の場に通う。 ・必要な時にホームヘルパーやショートステイ等を利用する。
一人で生活する	・バリアフリーの公営住宅や民間の住宅、アパートを改装して生活する。 ・ホームヘルパー等を使って移動や生活全般の支援を受ける。 ・家賃や食費、光熱費は自己負担。 ・自立生活の相談や支援を行っている事業所がある。
共同生活援助 (グループホーム)	・介護サービス包括型と外部サービス利用型の2種類ある ・地域にあるアパートや一戸建て等で共同生活を行う。 ・就職している人、就労を目指している人（就労移行、自立訓練、就労継続A型、B型）、生活介護を利用している人が利用できる。 ・障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助が行われる。 ・家賃や食費、光熱費は自分で負担する。
施設入所支援 (入所型の施設で生活)	・自宅での生活が難しい場合、施設に入所して入浴、排せつ、食事などの支援を受ける（障害程度区分4以上の方が対象） ・療護施設、更生施設、重症心身障害者施設などに入所して生活する（日中に簡易作業、余暇活動などを行う）

XI 進路を決めるまで

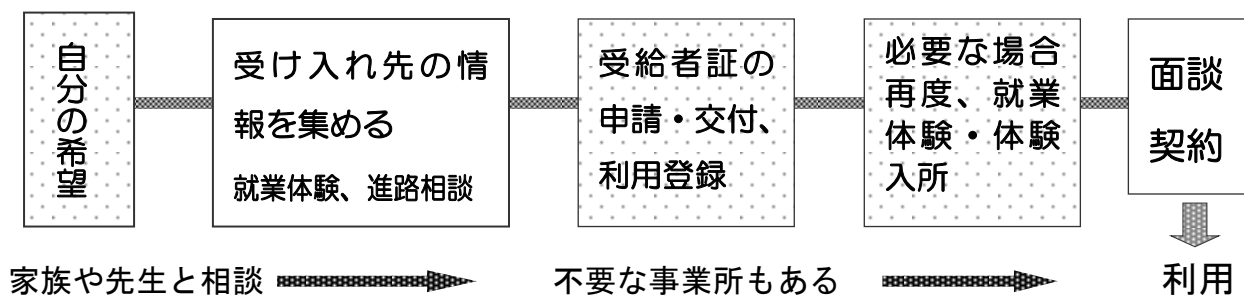
1 進学の場合



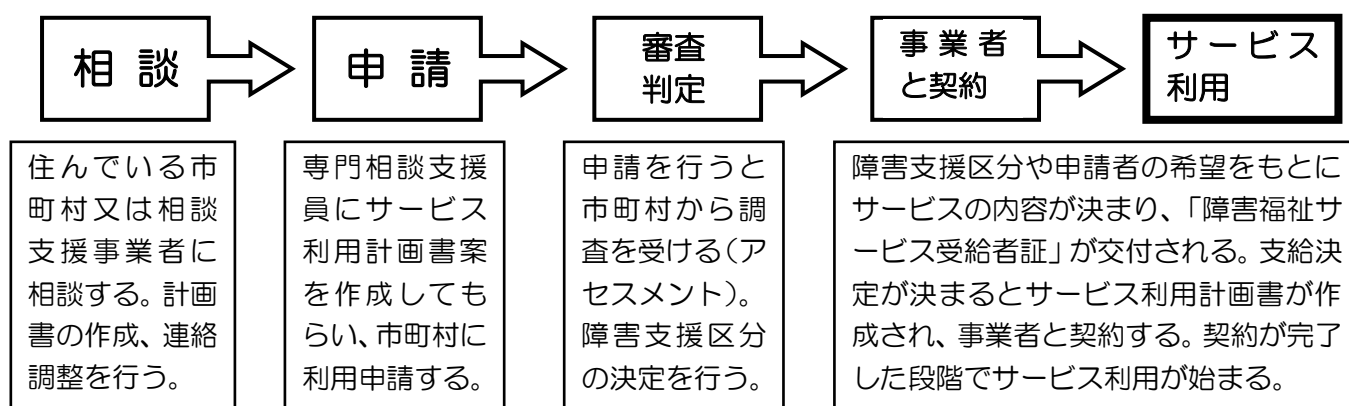
2 就職の場合



3 福祉サービス等の利用



「福祉サービスの利用までのながれ」 ※申請から利用まで2か月かかることもあります



XII 在学中に使える福祉サービス

1 サービスの種類

→ サービスの詳しい内容については下記の「3」を参照ください。

- ★1 居宅介護
 - ★2 行動援護
 - ★3 同行援護
 - ★4 短期入所（ショートステイ）
 - ☆5 放課後等デイサービス
 - ☆6 日中一時サービス
 - ☆7 移動支援サービス（審査条件あり）
- ※上記★1～4、☆5は計画相談が必要となります。
- ※★は、18歳になったら申請をし直す必要があります。

2 利用方法

→ 上記のサービスを利用するためには、「受給者証」が必要です。

※利用方法手順については、P19の「福祉サービスの利用までのながれ」の通りとなっております。

3 在学中に使えるサービスの詳細

以下のサービスは、中・重度の障害をもつ人が利用できます。サービスの種類は下記の通りたくさんあり、これらを組み合わせって併用することもできます。また、介護給付のサービスを受けるには、障害者認定区分1以上の支援区分認定が必要です。

【障害福祉サービス】

- ★1 居宅介護・・・ヘルパーが家にきて、身のまわりの手伝いをしてくれます。
(着替え、入浴、食事用意、掃除、洗濯の手伝いなど)
※18歳未満は支援区分なし。18歳以上は支援区分1以上必要。
- ★2 行動援護・・・ヘルパーがついて安心して外出や屋外活動できるように支援します。
※18歳未満は支援区分なし。18歳以上は支援区分3以上必要。
- ★4 短期入所・・・家族に用事などある時、施設に短期間泊まることができます。

【障害児通所支援サービス】

- ☆5 放課後等デイサービス・・・放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練を行い、学校（小1～高3）と協力して子どもの自立を促すとともに、放課後等の居場所作りを提供しま

【地域生活支援事業】

- ☆6 日中一時支援・・・障害者・児を一時的に預かり、日中の活動の場を提供します。

※支援区分なし。

- ☆7 移動支援サービス・・・ヘルパーが外出（余暇活動、通所、通学）する手伝いをしてくれます。※通学に利用できない、市町村もあります。

〈詳細〉

① 通所・通学移動支援

→ 最大で46回利用（往復2×23）できる。

② 社会生活上必要とされる移動支援

→ 生活に必要な買い物、公的機関（役所等）での手続き等の場合、最大で1ヶ月10時間利用できる。

③ 余暇活動に関する移動支援

→ 公園や近隣等の散策、映画、プールなどへ遊びに行く際の支援として、最大で1ヶ月に20時間利用できる。

（注意）

支給量の決定には、本人の状態や様子、家族の支援（対応）状況の聞きとり調査等が行われ、利用できるサービスの量が決まる。※支援区分なし。

上記のサービスは市町村判断で提供しているものです。

詳しくは、各市町村の福祉課にお問い合わせ下さい。

他にも「地域活動支援センター」、「日常生活用具給付制度」、「訪問入浴サービス」、「相談支援事業」などのサービスもあります。

I 福祉制度等に関すること

1 障害者手帳

■ 身体障害者手帳とは

身体に障害のある方が、様々な福祉施策を利用するために必要な手帳です。

身体障害手帳を持つことにより、諸サービスや制度が受けられるようになります。

障害程度によって、重度から１級～６級までの区分があります。

※相談窓口：各市町村役所・役場の福祉担当課へ。（必要な書類は福祉担当課にあります）

■ 療育手帳とは

知的に障害を持つ方たちに、一貫した指導相談が行われるように交付されます。療育手帳を持つことによって、諸サービスが受けられるようになります。

障害の程度によって、Ａ１、Ａ２、Ｂ１、Ｂ２の区分があります。

※療育手帳は期限（６年毎）があるので、切れる前に再判定を受けることになっています。

※相談窓口：各市町村役所・役場の福祉担当課へ。（必要な書類は福祉担当課にあります）

2 受けられるサービス・援助

（１）各種の福祉サービス

・短期入所、デイサービス、ホームヘルパー、補装具や日常生活用具支給

（２）各種の手当て、年金、医療助成の給付

（３）交通機関、公共料金の割引

（４）福祉施設、グループホームへの入所

（５）求職登録及び職業適応訓練などの援助制度など

■ 手当、年金及び共済制度

名 称	概 要	問い合わせ 窓口※
特別児童扶養手当	20歳未満の精神又は身体に障害のある児童を家庭で監護、養育している父母等に対して支給される。	各市町村の福祉関係課
特別障害者手当 （20歳以上） 障害児福祉手当 （20歳未満）	日常生活において常時介護を必要とする重度障害児者に支給される。ただし、施設に入所した場合や長期入院の場合など、また扶養義務者の所得が一定の額を超える場合は支給されない。	各市町村の福祉関係課
障害者基礎年金 （20歳以降）	病気やけがにより障害者となり、日常生活に制限を受ける状態になったとき支給される年金。障害基礎年金は、障害の程度によって１級と２級に分かれている。（１級：月約８～９万円、２級：月約６～７万円）	各市町村の国民年金課
心身障害者扶養共済制度	障害のある方を扶養している保護者の方々の連携と相互扶助の精神にもとづき、障害のある方の生活の安全と福祉の増進に資するとともに、障害のある方の将来に対し、保護者がいまだく不安の軽減を図るために生まれたもの。加入者が死亡、または重度障害者となったときは、月額２万円または４万円の年金を身体障害者の生存中支給される。	各市町村の福祉関係課

■ 税、各種料金の減税・割引

名 称	概 要	窓 口
所得稅住民稅の控除	障害（児）者が所得稅の納稅義務者本人、または納稅義務者の控除対象配偶者、扶養親族である場合、所得稅額の計算の基礎となる所得から一定額が控除される。	稅務署 市町村 稅務課
自動車稅 自動車取得稅 輕自動車稅 の減免	県稅において、障害のある児者と生計をひとつにする方及びその方が常時所有する自動車で、専ら障害のある人の通学（園）、病院、通所又は生業のために使用される場合には、減免される。	県稅課 自動車稅 事務所
交通機関の運賃割引制度	バス、鐵道、ゆいレール、船舶・・・50% 航空機・・・各航空会社が設定 タクシー・・・10% 年齢や障害によっては、介護者の割引もある。	交通機関各社
有料道路通行料金の割引	障害者本人又は介護者が運轉して移動する場合 50%の割引があります。事前に市町村窓口で手続きが必要。	市福祉事務所 町村 福祉關係課
携帯電話等の割引	手帳の交付を受けている障害者本人が契約者またはご利用者として登録されていると、1 回線のみ、5 割程度の割引。	携帯電話 各会社

■ 運轉免許に関する事業について

名 称	概 要	窓 口
身体障害者用自動車改造費助成金事業	障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造費を助成する。（10 万円を限度とする。）	各市町村の 障害福祉關係課
身体障害者自動車運轉免許取得事業	身体障害手帳を所持する満 18 才以上の者で自動車運轉免許を取得しようとする者に 10 万円以内の助成を行う。	各市町村の 障害福祉關係課

3 相談、診断等の機関

（1）沖縄県福祉保健所

○福祉の総合的な相談や障害発生予防と早期発見、療育についての検診や指導を行い、各種相談に応じ、助言や訪問により必要な指導を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
北部福祉保健所	名護市字大中 2－1 3－1	0980-52-2714
中部福祉保健所	沖縄市美原 1－6－2 8	098-938-9886
南部福祉保健所	南風原町字宮平 2 1 2	098-889-6351

（2）沖縄県児童相談所

○18 歳未満の児童の様々な問題について、児童福祉司や心理判定員などの職員が相談に応じるとともに、障害の程度の判定や療育に関する指導を行っています。また、児童福祉施設への入所決定等を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
沖縄県中央児童相談所	那覇市首里石嶺町 4－4 0 4－2	098-886-2900
沖縄県コザ児童相談所	沖縄市知花 6－3 4－6	098-937-0859

(3) 沖縄県身体障害者更生相談所（身体障害者）

○身体障害者の生活・職業・医療・補装具等の相談に応じ、医学的・心理学的及び職能判定を行っています。相談、判定は来所による「来所相談」のほか、来所判定の困難な地域における「巡回相談」及び在宅の重度身体障害者を対象に「訪問審査」も行っています。

名 称	所 在 地	電 話
県身体障害者更生相談所	那覇市首里石嶺町 4－3 8 5－1	098-886-2241

(4) 沖縄県知的障害者更生指導相談所（知的障害者）

○知的障害者の生活・職業・医療の相談に応じ、医学的・心理学的及び職能判定を行い、必要な指導を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
県知的障害者更生相談所	那覇市首里石嶺町 4－3 8 5－1	098-886-2241

Ⅱ 就労支援制度

雇用促進法に基づくさまざまな支援制度があり、就職後も障害者の就労を支えています。

1 障害者雇用企業に対する主な助成金制度等

(1) 職場適応訓練

○障害者を「作業環境に適応することを容易にさせる」ことを目的として職業訓練を実施し、訓練終了後は当該事業所に雇用させることを期待して実施する場合、事業主に対しては訓練委託費（訓練生 1 名につき月額 ¥24,000）が支給されます。

(2) トライアル雇用

○ハローワークの紹介により、障害者を短期間（原則 3 カ月）試行的に雇用することにより、企業および労働者相互に理解を深めていただき、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけ作りを図ります。実施事業所には、対象労働者一人につき、1 カ月あたり 4 万円が最大 3 カ月支給されます。

(3) ジョブコーチ支援事業

○職場適応援助者（ジョブコーチ）支援において、障害者、事業主及び当該障害者の家族に対して障害者の職場適応訓練に関するきめ細かな支援を実施することにより、障害者の職場適応を図り、障害者雇用の促進及び職場定着を図ることを目的としています。派遣期間は 1～7 ヶ月間（標準 2～4 ヶ月）で、事業主・障害者への費用負担はありません。

上記のほか、法定雇用率の設定、各種の助成金等があります。

2 就職を支援する関係機関

(1) 公共職業安定所

障害者を担当する専門援助部門が置かれており、求職登録、職業相談、職場適応訓練、特定求職者雇用開発援助金の支給や合同面接会の開催など、障害者の雇用促進のためのさまざまな業務を行っています。

名 称	所 在 地	電 話
那覇公共職業安定所	那覇市おもろまち 1－3－2 5	098-866-8609
沖縄公共職業安定所	沖縄市住吉 1－2 3－1	098-939-3200
名護公共職業安定所	名護市東江 4－3－1 2	0980-52-2810
宮古公共職業安定所	宮古島市宇平良下里 1 0 2 0	0980-72-3329
八重山公共職業安定所	石垣市字登野城 5 5－4	0980-82-2327

(2) 障害者職業センター

「障害者雇用の促進等に関する法律」に基づいて、障害者の雇用促進と職業の安定を図るために障害者や事業主に対し、就職のための相談からアフターケアまで、一連の業務を行う施設として全国都道府県に設置されており、職業能力評価の実施、ジョブコーチの派遣を行っています。また、障害者に対する職業準備訓練として「職業準備訓練室（沖縄ワークトレーニング社）」が設置されており、1期8週間で訓練が実施されています。

名 称	所 在 地	電 話
沖縄障害者職業センター	那覇市おもろまち 1-3-25	098-861-1254

(3) 障害者就業・生活支援センター

就業支援や生活支援を必要とする障害者に対して、雇用・福祉・教育等の関係機関と連携しながら、障害者の就業と、それに伴う生活に関する指導・助言、職業準備訓練のあっせんなど、障害者の職業生活における自立を図るために必要な支援を行います。

名 称	所 在 地	電 話
北部：ティード&チムチム	名護市宇茂佐 943	0980-54-8181
中部：にじ	沖縄市諸見里 2-10-17	098-931-1716
南部：かるにあ	浦添市前田 1004-9	098-871-3456
宮古：みやこ	宮古島市平良字下里 1202-8 1F	0980-79-0451
八重山：どりいむ	石垣市字石垣 371 東アパート 1F	0980-87-0761

(4) 沖縄県立職業能力開発校

訓練校名	所 在 地	訓 練 科 目
浦添職業能力開発校	浦添市大平 531 098-879-2560	・オフィスビジネス科（身体障がい者対象） ※6ヶ月
具志川職業能力開発校	うるま市兼箇段 1945 098-973-6680	・オフィスビジネス科（身体障がい者対象） ・総合実務科（知的障がい者対象）

※その他に、自動車整備課や建設機械整備課などがある。

(5) 障害者職業能力開発校（県外）

公共職業安定所、障害者職業センター等の関係機関との綿密な連携のもとに、障害の種類・程度に対応した職業訓練を行う施設である。

国立障害者職業能力開発校等（全国に18か所ある）

名 称	所 在 地	訓 練 科 目
国立職業 リハビリテーションセンター	埼玉県所沢市並木 4-2 04-2995-1201	メカトロ系・建設系・ビジネス情報系・職域開発系など
東京障害者職業能力開発校	東京都小平市小川西町 2-34-1 042-341-1411	情報系・ビジネス系・OA実務系・医療福祉事務系など
国立吉備高原職業 リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7520 0866-56-9000	メカトロ系・ビジネス情報系・職域開発系
鹿児島障害者職業能力開発校	鹿児島県薩摩川内入来町浦之名 1432 0996-44-2206	情報電子・デザイン製版・アパレル科など

・訓練期間は半年～2年。

Ⅲ 障がい児者・当事者団体および活動の概要

この名称でインターネット検索	概略（ホームページより）
全国肢体不自由児者父母の会連合会	肢体不自由者と父母のための情報・コミュニケーションサイト
日本肢体不自由児協会	家族を支援し、社会を啓発し、肢体不自由児が最も恵まれた環境にいられるよう事業を行っています。
全国心身障害児福祉財団	各障害別父母団体を通じキャンプ・研修会を実施しています。
日本障害者リハビリテーション協会	車いすマークの正しい理解と普及に努めている団体です。
全国重症心身障害児（者）を守る会	「最も弱いものをひとりももれなく守る」という基本理念に基づき活動を行っています。
全国障害者とともに歩む兄弟姉妹の会	きょうだいの抱える課題の解決のため福祉の充実を目指しています。
全国手をつなぐ育成会連合会	知的障害のある方やその家族にむけたさまざまな情報発信を行なっています。
日本筋ジストロフィー協会	生活の質を高めるための情報を発信しています
全国脊髄損傷者連合会	全国車いす宿泊ガイドなどの情報があります
こども応援ネットワーク	障がいの有無にかかわらず「楽しく」「カッコよく」「かわいく」「幸せに」をモットーに「あそぶ」「くらす」「そだつ」「きづく」を発信しています。
プロップステーション	ICTを駆使して、すべての人が「持てる力を発揮し、支え合うという誇り」を持って生きられる「ユニバーサル社会（共生・共助社会）」の実現をめざします。

Ⅳ その他情報サイト

この名称でインターネット検索	概要（ホームページより）
ココライフ女子部 『こころのバリアフリー＆ビューティーマガジン Co-Co Life☆女子部』	心のバリアフリーを目指すコミュニティーサイト
バリバラ 『NHK E テレ バリバラ BARRIERFREE VARIETY SHOW』	生きづらさを抱えるすべてのマイノリティーの人たちにとってのバリアをなくすためにみんなで考えていきます
ウェブ サーナ	障がい者のための就職・転職求人サイト

Ⅴ 福祉サービス事業所一覧表について（令和2年10月27日現在）

沖縄県ホームページ 【障害福祉サービス指定事業所情報】

- ・ 指定事業所情報
- ・ 北部圏域就労支援事業所紹介リーフレット

<http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kodomo/shogai/fukushi/old/20738.html>
をご参照ください

【独立行政法人 福祉医療機構 ワムネット障害福祉サービス等情報検索サイト】

<http://www.wam.go.jp/sfkohyoout/C0P000100E0000.do#>
をご参照ください

関係機関・福祉サービス事業所一覧

**名護市・宜野座村・金武町・本部町
今帰仁村・大宜味村・東村・国頭村**

各施設とサービス一覧（名護市）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	生活介護事業所やがじ	沖縄県名護市饒平名 737 番地 2	0980-52-8262	生活介護
2	指定障害福祉サービス事業所 せせらぎの里	沖縄県名護市名護 5590	0980-55-8988	就労継続支援（B 型）
3	ライフサポート郷里	沖縄県名護市名護 4558 番地 48	0980-43-9778	短期入所
4	ヘルパーステーション ふたみ	沖縄県名護市名護 4558-48	0980-55-8682	居宅介護 重度訪問介護
5	二見の里通所介護事業所	沖縄県名護市二見 241-7 番地	0980-55-8788	生活介護
6	合同会社たいたい	沖縄県名護市東江 4 丁目 21 番 6 号 1 階	0980-43-6482	居宅介護 重度訪問介護
7	マリーン	沖縄県名護市大北二丁目 10 番 3 号	0980-43-0836	就労継続支援（A 型）
8	就労支援事業所 E N	沖縄県名護市大北五丁目 16 番 12 号	0980-43-0087	就労継続支援（B 型）
9	訪問介護事業所ていだ	沖縄県名護市大北 5 丁目 2 番 7 号 我那覇氏店舗 1 F	0980-43-0764	居宅介護 重度訪問介護
10	ヘルパーステーション喜色	沖縄県名護市大北 4 丁目 25 番 9 号 新里貸事務所 102 号室	0980-43-8935	居宅介護 重度訪問介護
11	一般社団法人みらいさくら事業所 A 型 B 型	沖縄県名護市大北 4-24-48	098043-0365	就労継続支援（B 型）
12	一般社団法人フォープレスト Will	沖縄県名護市大北 4-23-6	0980-54-2755	就労継続支援（A 型）
13	さくら ヘルパーステーション	沖縄県名護市大北 2 丁目 1 - 6 砂川アパート 1 0 1	0980-43-1918	居宅介護 重度訪問介護
14	ヘルパーステーションゆいゆい	沖縄県名護市大南二丁目 9 番 3 号 新田アパート 101 号	0980-43-6818	居宅介護 重度訪問介護
15	us plus	沖縄県名護市大南二丁目 14 番 9 号	0980-43-7378	就労継続支援（B 型）
16	pai など	沖縄県名護市大南四丁目 8 番 32 号 1F	0980-43-8120	居宅介護 重度訪問介護
17	ヘルパーステーション輝	沖縄県名護市大南四丁目 8 番 31 号	0980-43-6075	居宅介護 重度訪問介護
18	訪問介護日廻り	沖縄県名護市大東二丁目 6 番 11 号	0980-43-0531	居宅介護 重度訪問介護

19	共同生活援助事業所サザンクロス (短期入所)	沖縄県名護市大東四丁目 8 番 31 号	0980-54-4938	短期入所
20	指定特定相談支援事業所・指定障 害児相談支援事業所 ソレイユ	沖縄県名護市大東 3 丁目 18 番 13 号	0980-43-0375	計画相談支援
21	メロディーハウス	沖縄県名護市大東 3-18-13	0980-43-0375	就労継続支援 (A 型) 就労継続支援 (B 型)
22	ソーシャルサポート エスベレ	沖縄県名護市大東 3-18-10	0980-43-7512	就労継続支援 (B 型)
23	サンクスラボ・名護オフィス	沖縄県名護市大中 1 丁目 19-24 3 階	0980-53-7600	就労継続支援 (A 型)
24	障害福祉サービス事業所 いしずえ	沖縄県名護市大西 3-19-69	0980-52-3726	就労移行支援 (一般型) 就労継続支援 (B 型)
25	桃源の郷ヘルパーステーション	沖縄県名護市大西 3-19-25	0980-53-1155	居宅介護 重度訪問介護
26	デイサービス CeePort	沖縄県名護市数久田 295 番 地 5	0980-54-8625	生活介護
27	ヘルパーステーション みやび	沖縄県名護市親川 430	0980-58-1930	居宅介護 重度訪問介護
28	就労支援事業所 YU.RA.RI	沖縄県名護市城二丁目 12 番 3 号 渡具知ペイント 203 号	0980-54-8117	就労継続支援 (B 型)
29	地域生活支援センター ウェーブ	沖縄県名護市城 2 丁目 16 番 12 号	0980-53-1173	計画相談支援
30	北部障害者生活支援センター ハーモニー	沖縄県名護市城 2 丁目 16 番 12 号	0980-53-1116	計画相談支援
31	特定非営利活動法人ワーカーズコ ープ相談支援事業所 Y R A R I	沖縄県名護市城 2-12-3 渡 具知ペイントビル 203 号	0980-54-8117	計画相談支援
32	就労継続支援 B 型事業所なごむ	沖縄県名護市字田井等 650 番地 1	0980-43-9957	就労継続支援 (B 型)
33	障害福祉サービス事業所 琉球	沖縄県名護市字川上 257 番 地 1	0980-43-8185	生活介護 就労継続支援 (B 型)
34	就労継続支援 B 型事業所 コットン キャンディ	沖縄県名護市字数久田 295 番地 1	0980-54-8625	就労継続支援 (B 型) 計画相談支援
35	J O B & J O Y	沖縄県名護市字親川 18 番地 2	0980-59-7110	就労継続支援 (B 型)
36	ワークサポートひびき	沖縄県名護市字宇茂佐の森 1-17-9	0980-53-3110	就労移行支援 (一般型) 就労継続支援 (B 型)
37	北部ケアサービス	沖縄県名護市字宇茂佐 915-1	0980-52-7274	居宅介護 重度訪問介護
38	かりゆしぬ村居宅支援事業所	沖縄県名護市字宇茂佐 1873-1	0980-52-2948	居宅介護 重度訪問介護

39	就労支援事業所リガーレ	沖縄県名護市宇字茂佐 1787 番地 3	0980-54-3415	就労継続支援（B 型） 計画相談支援
40	名護療育医療センター	沖縄県名護市宇字茂佐 1765	0980-52-0957	短期入所
41	BLOOM	沖縄県名護市宇伊差川 159-6	0980-43-5498	就労継続支援（B 型）
42	指定特定相談支援事業所「クプル」	沖縄県名護市港二丁目 1-1	0980-53-4142	計画相談支援
43	ヘルパーステーション うむさんどー	沖縄県名護市港 2-7-1 マツ ダアパート 101 号	0980-43-7980	居宅介護 重度訪問介護
44	障害福祉サービス事業所いっばい っぽ	沖縄県名護市古我知 105 番 地	0980-52-0077	生活介護 就労継続支援（B 型）
45	相談支援事業所 Aide	沖縄県名護市宮里 450 番地 2 号 丸平第一アパート 103 号	080-6486-9816	計画相談支援
46	就労継続支援事業所 がんじゅう村	沖縄県名護市宮里 448-6 （有）崎浜企画ビル 1 階	0980-53-5751	就労継続支援（B 型）
47	BUN BUN WORKS	沖縄県名護市宮里 1 丁目 28-1	0980-43-8196	就労継続支援（B 型）
48	相談支援事業所 LeaLea	沖縄県名護市宮里 1-2-8 2 F	0980-43-1531	計画相談支援
49	自立サポートセンター クローバー	沖縄県名護市宮里 1004 番地 興企画ビル 101 号室	0980-43-5875	生活介護
50	福祉サービス事業所 フロンティア	沖縄県名護市我部祖河 208- 1	0980-52-4848	就労継続支援（B 型）
51	生活介護支援事業所 とらいあんぐる	沖縄県名護市我部祖河 1205-3	0980-43-5951	生活介護
52	障害福祉サービス事業所 かけはし	沖縄県名護市我部祖河 1197-13	0980-54-4933	就労継続支援（B 型） 生活介護
53	株式会社やんばるステーション	沖縄県名護市屋部 72 番地	0980-43-0204	就労継続支援（A 型）
54	相談支援事業所・アニマートなご	沖縄県名護市屋部 516 番地 Mahana Terrace201 号	0980-43-5288	計画相談支援
55	沖縄県農業協同組合北部訪問介護 事業所	沖縄県名護市屋部 1698-1	0980-54-2940	居宅介護 重度訪問介護
56	NEXT 名護	沖縄県名護市屋部 1190-6	0980-54-8856	就労継続支援（B 型）
57	地域生活支援事業所 「うむさばる」	沖縄県名護市宇字茂佐の森一 丁目 16 番地 6	0980-52-0957	計画相談支援
58	いしなぐ（多機能型事業所）	沖縄県名護市宇字茂佐 8 0 4 - 2	0980-52-1479	就労継続支援（B 型） 生活介護

59	短期入所事業所すくすく	沖縄県名護市宇茂佐 232-1	0980-43-0057	短期入所
60	障害者支援施設 かふう	沖縄県名護市宇茂佐 2 3 2 - 1	0980-43-0057	生活介護 施設入所支援
61	協働作業所 めぶいていーだ	沖縄県名護市為又 9 6 - 1	0980-54-4938	生活介護
62	そよ風の家（短期入所）	沖縄県名護市為又 643 番地 1	0980-52-1479	短期入所
63	福祉サービス事業所 のびる	沖縄県名護市為又 1220-112	0980-54-1493	生活介護 就労移行支援（一般型） 就労継続支援（B型）
64	ロービジョンライフ名護	沖縄県名護市為又 1050 番地 1	0980-54-3460	就労継続支援（B型）
65	指定障害者支援施設 睦	沖縄県名護市為又 1015 番地 1	0980-52-2080	短期入所 生活介護 施設入所支援
66	指定障害者支援施設 郷	沖縄県名護市為又 1015-1 番地	0980-52-5577	生活介護 施設入所支援 短期入所
67	指定障害者支援施設 里	沖縄県名護市為又 1015-1 番地	0980-52-3377	生活介護 短期入所 施設入所支援
68	地域生活支援センター あかり	沖縄県名護市為又 1 0 1 5 - 1	0980-53-6869	計画相談支援

各施設とサービス一覧（宜野座村）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	宜野座村居宅介護事業所	沖縄県国頭郡宜野座村字 惣慶 1898	098-968-8979	居宅介護 重度訪問介護
2	就労支援センター 「はばたき」	沖縄県国頭郡宜野座村惣 慶 1875 番地	098-968-4601	就労継続支援（B型）
3	訪問介護事業所えがお	沖縄県国頭郡宜野座村漢 那 1953 番地 1	098-968-5682	居宅介護 重度訪問介護
4	相談支援事業所 ハピネス	沖縄県国頭郡宜野座村惣 慶 1898 番地	098-923-0118	計画相談支援
5	支援センターLaki	沖縄県国頭郡宜野座村宜 野座 1230-2 SKY ハイツ 201	098-955-6578	計画相談支援

各施設とサービス一覧（金武町）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	独立行政法人 国立病院機構 琉球病院	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	短期入所
2	独立行政法人 国立病院機構 琉球病院	沖縄県国頭郡金武町字金武 7958-1	098-968-2133	療養介護
3	社会福祉法人海の邦 就労継 続支援 B 型事業所 夢のかけ 橋 オーシャン	沖縄県国頭郡金武町字金武 4336 第二玉成寮 2F	098-968-6355	就労継続支援（B 型）
4	どリーむ訪問介護ステーショ ン	沖縄県国頭郡金武町字金武 10805 番地	098-968-8904	居宅介護 重度訪問介護 行動援護
5	グループホーム つばさ	沖縄県国頭郡金武町字屋嘉 280 番地 3 1 F	098-963-0335	共同生活援助
6	デイサービスセンター どリーむ	沖縄県国頭郡金武町金武字金武 3446-3	098-968-7574	生活介護 短期入所
7	ヘルパーステーション ブルーバード	沖縄県国頭郡金武町金武 995 東 側	098-952-0628	居宅介護 重度訪問介護
8	指定相談支援事業所スマイル	沖縄県国頭郡金武町金武 7906 番地	098-968-6464	計画相談支援
9	ワーキング・サポート・アニマ ート宜野座	沖縄県国頭郡金武町金武 5535-2	098-923-5033	就労継続支援（B 型）
10	サポートセンター あさひ	沖縄県国頭郡金武町金武 520 番 地 1	098-968-3575	計画相談支援
11	生活訓練事業所 クラシオン	沖縄県国頭郡金武町金武 4389 番地	098-943-8774	自立訓練（生活訓練）
12	夢のかけ橋	沖縄県国頭郡金武町金武 4328-2 琉球リハビリテーショ ン学院内	098-968-6355	就労継続支援（A 型）
13	指定特定相談事業所 まつばら	沖縄県国頭郡金武町金武 4231 番地	098-968-3961	計画相談支援
14	身体障害者支援施設松原園	沖縄県国頭郡金武町金武 4 2 3 1	098-968-3961	短期入所 生活介護 施設入所支援
15	ラフテル	沖縄県国頭郡金武町金武 4 0 0 5	098-860-8384	共同生活援助
16	ヘルパーステーション ア シスト	沖縄県国頭郡金武町金武 3 8 9 番地 1 0 1 号室	098-968-6987	居宅介護 重度訪問介護

17	共同生活援助事業所 な かま荘	沖縄県国頭郡金武町金武 11655 番地 10	098-968-3575	共同生活援助
18	就労支援センター どリーむ	沖縄県国頭郡金武町金武 11655-10	098-968-3575	就労継続支援（B型）
19	グループホームつばさ	沖縄県国頭郡金武町屋嘉 280 番 地 3 1F	098-963-0335	短期入所
20	ヘルパーステーション 信愛の丘	沖縄県国頭郡金武町屋嘉 2724	098-965-6655	居宅介護 重度訪問介護
21	相談支援事業所 ひらめき	沖縄県国頭郡金武町伊芸 95 番 地	098-923-2758	計画相談支援
22	ヘルパーステーション ひらめき	沖縄県国頭郡金武町伊芸 95	098-923-2758	居宅介護 重度訪問介護

各施設とサービス一覧（本部町）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	きずなエイジングケア訪問介護 事業所	沖縄県国頭郡本部町伊野波 281 仲田アパート B 棟 102 号室	0980-43-0381	居宅介護 重度訪問介護 同行援護
2	光と風の和 はんぱたやー	沖縄県国頭郡本部町伊野波 484 番地	050-8883-2484	就労継続支援（B型）
3	地域生活支援センター みらい	沖縄県国頭郡本部町崎本部 127 番地	0980-43-0568	計画相談支援
3	C O R T E E	沖縄県国頭郡本部町崎本部 2799 番地	0980-43-0709	就労継続支援（B型）
4	まちやーゆいとぴあ	沖縄県国頭郡本部町字崎本 部 127 番地	0980-43-5532	就労継続支援（B型）
5	アガチュンもとぶ	沖縄県国頭郡本部町字大浜 858 番地 9	0980-43-5107	就労継続支援（B型）
6	本部町社協指定障害者・児居宅 介護事業所	沖縄県国頭郡本部町字大浜 881-4	0980-47-6699	居宅介護 重度訪問介護
7	共同生活援助事業所 ライフサポート縁	沖縄県国頭郡本部町大浜 878-16	0980-51-6160	共同生活援助
8	就労支援事業所らら	沖縄県国頭郡本部町谷茶 17 番地	0980-47-2770	就労継続支援（B型）
9	障害者支援施設 本部海陽園	沖縄県国頭郡本部町谷茶 268 番地	0980-47-2622	生活介護 短期入所 施設入所支援

10	スマイル	沖縄県国頭郡本部町渡久地 493 番地の 1	0980-47-2945	就労継続支援（B 型） 就労移行支援（一般型）
11	相談支援事業所 すまいる	沖縄県国頭郡本部町渡久地 493 番地の 1	0980-47-2945	計画相談支援

各施設とサービス一覧（今帰仁村）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	相談支援事業所縁	沖縄県国頭郡今帰仁村湧川 577	0980-43-0087	計画相談支援
2	エル・セフィーロ	沖縄県国頭郡今帰仁村湧川 1887-6	0980-56-1767	就労移行支援（一般型） 就労継続支援（B 型）
3	今帰仁村社協相談支援事業所（アイリス）	沖縄県国頭郡今帰仁村天底 62 番地	0980-56-4742	計画相談支援
4	今帰仁村社協ケアセンター	沖縄県国頭郡今帰仁村天底 62	0980-56-4812	居宅介護 重度訪問介護
5	ソーシャルサポート お とばの杜	沖縄県国頭郡今帰仁村天底 62	0980-56-4742	就労継続支援（B 型） 生活介護
6	就労継続支援事業所 が んぱろう	沖縄県国頭郡今帰仁村天底 166	098-056-3901	就労継続支援（B 型）
7	共同生活援助事業所 With	沖縄県国頭郡今帰仁村上運天 1700 番地 1	0980-56-1671	共同生活援助
8	相談支援事業所ソーラス	沖縄県国頭郡今帰仁村上運天 1700-1 番地	0980-43-9155	計画相談支援
9	グループホームあんのさと	沖縄県国頭郡今帰仁村謝名 5 8 0 番地	0980-43-0087	共同生活援助
10	ソーラス	沖縄県国頭郡今帰仁村崎山 1330 番地 1	0980-43-9155	就労継続支援（A 型） 就労継続支援（B 型）
11	くがにみらい	沖縄県国頭郡今帰仁村今泊 4321	0980-51-5380	就労継続支援（B 型）

各施設とサービス一覧（大宜味村）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	グループホームえすの里	沖縄県国頭郡大宜味村字津波 1971-763	0980-44-2117	共同生活援助

2	障害者支援施設 えすの里	沖縄県国頭郡大宜味村津波 1971-763	0980-44-2112	生活介護 施設入所支援 短期入所
3	障害者支援施設 一心療護園	沖縄県国頭郡大宜味村津波 1971 番地 761	0980-44-2234	短期入所 生活介護 施設入所支援
4	ヘルパーステーションいっしん	沖縄県国頭郡大宜味村字津波 418 (1F)	0980-44-1919	居宅介護 重度訪問介護
5	就労センターえすの里	沖縄県国頭郡大宜味村津波 418	0980-44-2117	就労継続支援（B型）
6	指定相談支援事業所 いっしん	沖縄県国頭郡大宜味村津波 418	0980-44-1919	計画相談支援

各施設とサービス一覧（国頭村）

No	事業所	住所	電話番号	サービス種類
1	ぴゅあはーと	沖縄県国頭郡国頭村辺土名 275 番地 1	0980-50-1013	就労継続支援（B型）
2	わんはーと	沖縄県国頭郡国頭村辺土名 1713 番地 2	0980-41-2495	就労継続支援（B型）
3	グループホームこころ	沖縄県国頭郡国頭村辺土名 1511 番地 4	0980-50-1013	共同生活援助
4	たますだれ	沖縄県国頭郡国頭村比地 127 番地	090-5900-0911	計画相談支援
5	ふくらしや	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名 315 番地 1	0980-43-6823	就労継続支援（B型）
6	日日草	沖縄県国頭郡国頭村奥間 1924 番地 1	0980-43-5565	就労移行支援（一般型） 就労継続支援（B型）